

地区計画区域内建築物の主な制限について

《新千歳空港周辺地区》

苫小牧市

地区計画の建築物の主な制限

<新千歳空港周辺地区>

地区の名称		レンタカー・駐車場地区	沿道サービス地区
用途地域		(市街化調整区域)	(市街化調整区域)
建ぺい率	用途地域	60%	60%
	*地区計画	40%	40%
容積率	用途地域	100%	100%
	*地区計画	60%	60%
防火に関する制限		—	—
敷地面積の最低限度		3,000m ²	1,000m ²
壁面位置の 最低限度	用途地域	—	—
	*地区計画	敷地境界線まで5m	敷地境界線まで5m
高さの 最高限度	用途地域	—	—
	*地区計画	9m	9m
建築物の用途の制限	建築してはならない建築物 次の各号に掲げる建築物以外のもの		建築してはならない建築物 次の各号に掲げる建築物以外のもの
	1 レンタカー業を営む店舗(道路運送法(昭和26年法律第183号)第80条第1項に規定する事業の許可を受けた者が営むものをいう。) 2 当該計画地区内に設置する前号に掲げる店舗において使用する自動車の整備(修理を除く。)を行う工場(原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75kW以下(ロータリー式又はパッケージ式の空気圧縮機に使用するものにあっては7.5kW以下、その他の空気圧縮機に使用するものにあっては1.5kW以下)のものに限る。) 3 駐車場業を営む店舗(駐車場法(昭和32年法律第106号)第2条第2号に規定する路外駐車場(自動車車庫の用途に供する建築物及び工作物を除く。)を営むものをいう。) 4 前3号の建築物に附属するもの(令第130条の5の5各号に掲げるものを除く。)		
	1 純油取扱所(危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号)第3条第1号に規定する純油取扱所をいう。)で作業場の床面積の合計が50m ² 以下のもの(原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75kW以下(ロータリー式又はパッケージ式の空気圧縮機に使用するものにあっては7.5kW以下、その他の空気圧縮機に使用するものにあっては1.5kW以下)のものに限る。) 2 法別表第2(は)項第5号に掲げる建築物 3 前2号の建築物に附属するもの(令第130条の5の5各号に掲げるものを除く。)		
	1 建築物及び広告物の色彩及び形態は、周辺の景観と調和したものとする。 2 自己の用に供する広告物を建築物に表示又は築造設置する場合は、次の要件を満たすものでなければならない。 (1) 三角柱看板及びこれに類似しないもの。 (2) 地盤面からの高さ(脚長を含む)が9mを超えないもの。ただし、建築物に付帯する看板等については、建築物との高さの合計が10mを超えないもの。 (3) 刺激的な色彩又は装飾を用いることなどにより、美観風致を損なわないもの。		
	1 建築物及び広告物の色彩及び形態は、周辺の景観と調和したものとする。 2 自己の用に供する広告物を建築物に表示又は築造設置する場合は、次の要件を満たすものでなければならない。 (1) 三角柱看板及びこれに類似しないもの。 (2) 地盤面からの高さ(脚長を含む)が9mを超えないもの。ただし、建築物に付帯する看板等については、建築物との高さの合計が10mを超えないもの。 (3) 刺激的な色彩又は装飾を用いることなどにより、美観風致を損なわないもの。		
垣又は柵の構造の制限		壇の高さは0.8m以下とし、木製又はレンガ、レンガタイル又はこれに類する材料の仕上げをされているもの以外は設置してはならない。ただし、生垣及び樹木については、この限りではない。	
土地利用の制限		1 現に存する樹林地、草地等のうち、事業の用に供しない土地については、その保存に努める。 2 地域の良好な環境形成のため、道路(空港泉沢大通及び美沢新千歳空港通)に接道している部分は、道路との敷地境界から4m以上の区域を緑地帯として保全に努める。 ただし、車両が出入するための切り下げ部分はこの限りではない。	
		1 現に存する樹林地、草地等のうち、事業の用に供しない土地については、その保存に努める。 2 地域の良好な環境形成のため、道路(空港泉沢大通及び美沢新千歳空港通)に接道している部分は、道路との敷地境界から4m以上の区域を緑地帯として保全に努める。 ただし、車両が出入するための切り下げ部分はこの限りではない。	

※地区計画欄に記載があるものは、地区計画による制限が優先されます。

苫小牧圏都市計画新千歳空港周辺地区地区計画 位置図・計画図

位置図



計画図

